

(法第10条第1項関係様式例)

## 設 立 趣 旨 書

### 1 趣 旨

現代社会において、子供たちを取り巻く環境は大きく変化しています。学習スタイルの多様化や家庭環境の変化、地域コミュニティの希薄化に伴い、学校教育や家庭だけでは十分に対応しきれない課題が顕在化しています。特に、不登校の子供や障害を持った子供たちは、学習や社会参加の機会が限られやすく、将来にわたって孤立や自己肯定感の低下につながる恐れがあります。

不登校の子供は学習の遅れだけでなく、友人関係や社会との接点を失いやすく、精神的な負担を抱えがちです。また、障害を持つ子供は、学校教育や地域の放課後活動に十分に適応できず、特性に応じた支援が不足している現状があります。これにより、保護者の育児負担が増大し、家庭自体が孤立してしまうケースも少なくありません。

私たちは、不登校や障害を持つ子供たちのために、安心して通える居場所を提供し、学習支援や放課後活動を通じて、一人ひとりの成長を支える取り組みを行います。さらに、地域住民や学校、行政、福祉機関と連携し、子供を取り巻く環境を包括的にサポートすることで、家庭と地域が一体となって子供を支える仕組みをつくります。

子供たちが「自分らしく学び、成長し、社会とつながる」ことができる地域社会の実現を目指します。不登校や障害の有無にかかわらず、すべての子供が安心して学べる環境を享受し、将来に希望を持てる社会を築くことを目標としています。

これらの活動を継続的かつ安定的に推進するためには、単なる任意団体ではなく、社会的信頼性と透明性を備えた法人格が必要です。NPO 法人として設立することで、行政や学校との協働が円滑になり、助成金や寄付を活用した持続的な運営が可能となります。加えて、地域の多様な主体からの信頼を得ることで、子供たちのための教育支援・放課後事業をより効果的に展開できると考えます。

### 2 申請に至るまでの経過

令和7年11月10日15時より発起人会を開催し、設立の趣旨、定款、事業計画及び活動予算、設立当初の役員などの原案について審議。

令和7年12月23日15時より設立総会を開催し、上記原案について提案があり、審議の結果決定。

令和7年 12月 30日

(特定非営利活動法人の名称) 特定非営利活動法人 未来共育ネットワーク  
設立代表者 氏名 石橋征四郎